

タイ人女性の人身売買における構造的暴力克服としてのエンパワメント —日本から帰還した被害当事者の社会再統合—

2020176 齋藤百合子

1. 研究の目的と方法

現代の奴隷制とも言われる人身売買は、人間の生活の安全を脅かし、人間の生命を危険にさらす暴力である。人身売買は、直接的暴力であるとともに貧困の女性化、移住労働の女性化として表出する構造的暴力でもある。

貧困や家庭内暴力といった構造的暴力から脱却を図らんと主体的に移住労働を決意する第三世界の女性に対して、人身売買者ら犯罪組織はこうした女性を巧みに商品化し、人間の売買取引という「非合法」活動によって暴利を貪る。一方、外国人の入国を制限、管理する先進工業国の出入国管理体制下、人身売買者らの手引きによって入国と在留を果たした外国人女性は法を犯す違法者として取り締まりの対象となる。

人身売買という暴力に対して、法的なレベルでの取り組みが急務とされている一方で、被害者に対しては主に救済や同情の感情のみが向けられがちである。しかし人身売買被害者を犯罪者か救済対象者のいずれかと見る通俗的な見方は、二重の誤りを犯す。第一に、人身売買の構造的視点を覆い隠す。第二に、被害当事者が負わされているのは、その自律性と潜在的実現可能性の抑圧であり、彼女たちの主体性の回復という視点を離れて救済策一般を議論することはできない。

このように、人身売買という暴力に対しては、まず社会的な視点そのものの深化が求められている。

この研究が究極的に目指すのは、人身売買という暴力の廃絶に寄与することである。人身売買廃絶のための取り組みには犯罪規制強化、被害者救出・保護、予防、被害者の本国帰国後の社会再統合などさまざまなアプローチがあるが、本論文では被害者の本国帰国後の社会再統合に焦点をあてる。ここで社会再統合は、女性が人身売買被害に遭う以前に帰属していた社会に単に復帰することではなく、ディスエンパワーされた（本来もつ力を奪われた）女性が自律性と他者との関係性を取り戻すこと（エンパワメント）を通じて、安全に人間の能力を伸ばすことのできる社会状況（積極的平和）を築くプロセスと定義する。

本論文では、タイから日本への移住労働の過程におけるタイ人女性の人身売買に焦点をあて、人身売買でディスエンパワーメントされた女性（被害当事者という）が、社会再統合の主役になることが人身売買対策そのものに重要な役割を果たすという前提のもとに、そのような社会再統合のための政策的示唆を得ることを目的とする。

本稿の研究は、以下の三つの方法をとる。第一に筆者が過去に行った二つの調査研究（1995年と2000年に行った日本におけるタイ人女性人身売買実態調査と、1997年に行った日本からタイに帰還した女性の現況調査。前者をHRW調査、後者をIOM調査と呼ぶ）および資料や文献などにより人身売買の実態を分析する。第二に人身売買と被害当事者に関する分析から他の研究者らが行った先行研究の成果により理論化し、予想される結論を導く。第三に予想される結論に適合する例証としてとりあげるSEPOMの活動を参与観察し、考察から結論に至る。

過去に行った調査と参与観察による調査は質的な面を重視して行った。また、人身売買とその対策における理論的分析の枠組みはガルトウングの暴力と平和論を採用し、暴力の被害当事者のエンパワメントの理論的分析は主にハーマンの「心的外傷と回復」と森田ゆりのエンパワメント論に依拠した。

2. 論文の構成

第1章 はじめに

- 第1節 研究の背景
- 第2節 研究の目的
- 第3節 研究の方法
- 第4節 論文の構成

第2章 人身売買について

- 第1節 人身売買の定義
- 第2節 日本における人身売買

第3章 人身売買の背景—国際移住労働と女性の商品化

- 第1節 タイ女性の日本への移住労働の動機
- 第2節 国際移住労働と女性の商品化
- 第3節 女性の主体性を解体する部品化・商品化

第4章 構造的暴力、そして積極的平和としてのエンパワメントと社会開発

- 第1節 人身売買という暴力
- 第2節 力の回復—エンパワメント
- 第3節 エンパワメントのプロセス
- 第4節 ジェンダーと社会開発(GAD)

第5章 当事者エンパワメントによる社会変化の事例

- 第1節 当事者のエンパワメント
- 第2節 SEPOMのエンパワメントプログラム
- 第3節 SEPOMにおけるエンパワメントのプロセス
- 第4節 課題

第6章 結論

- 第1節 構造的暴力とその克服
- 第2節 エンパワメントと社会変革を可能とする条件と疎外要因
- 第3節 提言

参考文献

謝辞

3. 論文の概要

本論文は全6章で構成される。

第1章は論文の導入にあたり、研究の背景(第1節)と目的(第2節)、そして研究方法(第3節)と全体の論文の構成(第4節)を示した。

第2章では、第1節で国際社会における人身売買の定義の変遷と2000年11月に国際組織犯罪禁止条約に付帯する人身売買禁止議定書として国連で採択された人身売買の定義の意義と問題点を論じた。意義は人身売買の対象とされる人物が行き先国での就労が売春であることを知っていたにせよ、そう考えざるを得ないほどの脆弱性が利用されることと、搾取の形態を女性の売春や性的搾取だけに限定せずに人間の身体もしくは身体の一部を取引することも人身売買行為と規定したことである。問題点は、議定書がとくに被害者保護と支援項目で明確な表現を避け、被害者権利回復支援促進に乏しいこと、本体条約が人権的視点より犯罪制圧的視点が勝っているのではないかと思われる視点、人身売買の構造的な問題への取り組みに乏しいという点である。第1節ではさらに人身売買の抑止および廃絶に向けた対策を①防止、②摘発、③被害者の保護・支援、④帰国後の社会再統合とし、対策に向けたアプローチを国際移住機関(IOM)のコンサルタントのダークスによる6つのアプローチによるものと南東欧安定協定・人身売買タスクフォースによるアプローチを比較分析した。

第2章第2節では、日本における人身売買を、まず人身売買行為の取り締まり可能な法的側面をとりあげて論じた。「からゆきさん」時代以降の日本政府の対応として日本人女性の人身売買からの保護、国内の人身売買者の取り締まりは現行法でも可能であるが、国際化が進行している現状において、外国人の人身売買被害者は、日本の出入国管理政策において、被害者として取り扱われるよりも出入国管理法の違反者として国外退去処分が課せられるなどの国際化に対応しきれていない問題点を指摘した。さらに日本におけるタイ人女性の人身売買の実態を、法務省の公的統計と民間機関の統計の解析と過去におこなったHRW調査とIOM調査による当事者の証言から、以下を分析した。1990年代初頭に日本に人身売買されたタイ人女性が顕著であったこと、日本の暴力団を含む国際的で組織的な構造で人身売買が行われていること、直接的暴力と複合した構造的暴力が被害女性の心身を強く抑圧していることである。

第3章では、人身売買がタイ人女性の移住労働への動機を巧みに利用しておこなわれていることからまず第1節で日本から帰国したタイ人女性のIOM調査データを用いて日本への移住労働の動機にいたる背景を論じた。日本への国際移住労働の背景には、調査対象者が子ども時代を過ごした1960年から1970年代のタイ北部農村の経済的な窮乏、女子の中等および高等教育機会の欠如があり、すでに10代半ばからタイ国内の性産業での移住労働を経験した女性が多かった。児童売春の背景には経済的な要因だけでなく娘の自己犠牲を美德とする家父長的な社会的要因もあった。10代の経済的および社会的な構造的圧力による国内性産業への移住労働の動機と違って、多くが20代半ばを過ぎてから日本への移住労働を目指した女性たちの動機には、将来的に性産業以外の職を得ることを含めた現状打破と生活向上という主体性が見られた。

第3章第2節では、国際移住労働と人身売買の関連を理論的に論じようと試みた。すなわち筆者は生産の国際化および世界経済システムによって伝統的生産基盤が喪失すると主張するサッセンと、第三世界の女性労働が生産から切り離されて部品化および商品化して世界経済システムに組み込まれているというミースの論に依拠し、「優しい」「従属的」「ホスピタリティ」という女らしさと、子宮と生産から切り離された「性器」と「身体」が、産業社会の疲弊した男性の需要を満たす商品として、性産業の現場に供給されることが人身売買の基盤であることを論じた。第3節では、人身売買の背景に国際移住労働の需要と供給がある限り、人身売買行為のみを取り締まるだけでは、国際移住労働の過程における人権

侵害は止まないことを警告した。

第4章では人身売買という社会構造を理論的に考察した。第1節で人身売買という暴力を受けた被害者が発する声の意味を考察した後、平和学者のガルトゥングの暴力と平和論に依拠し、人身売買を直接的暴力が複合した構造的暴力とした。そして複合した構造的暴力は外的・外的に抑圧し、被害者を無力化・脆弱化することを理論的にはハーマンおよび森田に依拠し、HRW 調査と IOM 調査によるタイ人女性の証言から論じた。さらに故郷の「家族」という精神的紐帯が、人身売買の暴力にあっても完全な無力化を防御していることを指摘した上で、帰還後にその「家族」が娘の自己犠牲ではなく経済的価値でしか評価しないことが判明した時に、完全な無力化を防御していた家族に対する精神的紐帯が引き裂かれて完全な無力化、内的抑圧という暴力の心的外傷が発現することを考察した。

第4章第2節では、外的抑圧および内的抑圧によって無力化・脆弱化された当事者が、主体性と潜在的实现能力を回復（エンパワメント）することで、構造的暴力克服としての積極的平和を自ら築く可能性を理論的に導いた。第3節では筆者が考えるエンパワメントのプロセスについて、以下の、①安全の確保、②自己と他者に対する信頼の回復、③社会との再統合という三段階を経ることを論じた。第4節では構造的暴力克服と積極的平和および社会的公正を実現させるものとして社会開発を論じた。社会開発の中では、とくにジェンダーと開発（GAD）が積極的平和を実現させるために、これまでの開発計画に欠落していた抑圧されて無力化・脆弱化された個人や集団＝当事者が心理的アプローチを含めたエンパワメントによって力を取り戻すことの重要性を述べた。

第5章ではタイに帰還後の当事者のエンパワメントを方法とする NGO の活動を事例としてとりあげ、エンパワメントが個人レベルおよび社会レベルでの変容、すなわち当事者の社会再統合をもたらすことの実例と可能性を示す。これは当事者による積極的平和構築の可能性の例証である。第5章第1節では、第4章第1節で述べたタイに帰還後の無力感および内的抑圧の現状を主に IOM 調査結果から考察した。

第5章第2節では、上記の帰還女性のエンパワメントプログラムを展開する NGO の組織の概要、活動内容をとりあげ、活動を通して生じた当事者（帰還女性）と非当事者の関係の変化を、参与観察およびワークショップ等による質的調査の結果から論じた。第3節で当該 NGO におけるエンパワメントのプロセスを考察した。考察点は当事者の力の回復という個人レベルでのエンパワメントは一定の効果を認めながら、社会レベルでの変容は当事者側のみの一方向的な努力だけではなく非当事者側からの問題解決への歩み寄り、努力、協働がなければ実現しないことである。第4節では個人レベル、社会レベルでのエンパワメントを実現させるための課題を記した。

第6章で構造的暴力の克服としてのエンパワメントと社会改革を可能とする条件と疎外要因を、エンパワメントの主体を当事者と非当事者の二通りに分けて、別に述べて結論とした。エンパワメントは、当事者が自らを含めた当事者をエンパワメントすることと非当事者が当事者をエンパワメントする二通りの意味がある。の主体であること、と非当事者が当事者をエンパワメント最後に、人身売買廃絶のための提言を述べた。